6/30 赤旗

消費税インボイス

個人情報漏れの恐れ

広がる不安 導入阻止を

来年10月の導入が狙われているインボイス（適格請求書）制度は、これまで消費税納税の義務がなかった年間売り上げ1000万円以下の事業者に納税義務を負わせ、経済的・事務的負担増を強いるものです。重い負担に加え、氏名や住所といった個人情報が広くさらされるおそれがあります。

インボイスは適格請求書ともいわれ、商品・サービスごとの価格、税率、税額を区分記載した請求書のことです。取引先が課税業者である場合、納税する消費税額の計算に使われます。インボイスには、税務署が課税業者に付与する登録番号を記載する必要があります。

年間売上1000万円以下の事業者には納税義務がないため、インボイスが発行できません。そのため、インボイスが発行できる課税業者になるよう取引先から求められるケースが相次いでいます。課税業者になった場合、わずかな売上高から消費税を納税する必要とともに、納税事務負担が発生します。

住所HP掲載

課税業者への登録は税務署で行います。個人事業主の場合、登録申請書に氏名や住所、事業内容を記入して提出します。問題は、記入したうちの氏名や住所が国税庁のホームページ（HP）に掲載されてしまうことです。

国税庁は、「取引相手が課税業者かどうか確認できるようにするために掲載が必要だ」とした上で、個人の場合なら「氏名と登録番号、登録年月日だけでよい。HP上での検索は登録番号からだけで、氏名からの検索は行っていない」と、個人情報を守っているように説明します。

しかし、国税庁のHPには「公表情報ダウンロード」のコーナーがあり、登録事業者の公開情報を一括取得することが可能です。本紙が個人分のデータを取得してみたところ、6月27日現在の登録者は22万7676人で、そのうちの1万1290人分の住所が掲載されていました。しかも、国税庁HPでは、掲載されている公開情報について「自由に利用できます。商用利用も可能」としています。

フリーランスでライターをしている中井ともこさん（26）は、「契約先からいつ、課税業者になってくれといわれるのかビクビクしています。希望すれば、住所は公開しなくてもいいとされていますが、取引相手から『住所も確認できるようにしてほしい』といわれたら断りづらい。自分の情報が自分の知らないところで使われるのは怖い」と話します。

「事務に必要」

財務省は、インボイス制度の導入に固執する理由を「複数税率のもとで適正な納税事務に必要だから」と説明してきました。しかし、多くの国民が物価高騰対策として求めている「消費税率5％への減税」を実現すれば、税率が複数でなくなり、インボイス導入も必要なくなります。

そもそも、19年10月に10％への消費税率引き上げと同時に、複数税率が導入されてから、納税事務が適正でなかったとでもいうのでしょうか。

今回の選挙では、日本共産党の躍進で消費税率5％への減税とともに、インボイス導入も阻止していくことが大切です。